

福島空港貸切バス借上支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 福島空港利用促進協議会(以下「協議会」という。)は、福島空港を利用した誘客促進を図るため、貸切バスを利用した福島県への団体旅行を催行する事業者(以下「事業者」という。)に対し、福島空港利用促進協議会補助金交付規則(以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(助成の対象及び補助額)

第2条 補助金は、別表に掲げる福島県への送客を目的とした貸切バスを利用した旅行について、同表に定める事業者に対して交付するものとし、その額は同表に定める額とする。

(申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の申請書は、第1号様式によるものとし、その提出期限は、当該事業を実施する日の15日前までとする。

2 申請書に添付すべき書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) その他参考となる資料

(補助金の交付条件)

第4条 規則第6条第1項に規定する交付の条件は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)に従うこと。

(申請を取り下げることのできる期日)

第5条 規則第7条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(変更等の承認申請)

第6条 規則第9条第1項の規定に基づき、承認を受けようとする場合は、補助事業変更(中止・廃止)承認申請書(第2号様式)を提出しなければならない。

2 規則第9条第1項第1号の別に定める軽微な変更は、補助額の増額を伴わない貸切バスの借り上げに要する経費の変更とする。

(完了報告)

第7条 補助事業を実施した事業者は、当該事業が完了したときは、速やかに完了

報告書（第3号様式）を提出しなければならない。

（実績報告）

第8条 規則第11条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日（事業廃止について会長の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- （1）事業実績報告書
- （2）その他参考となる資料

（補助金の交付の請求）

第9条 補助金交付の決定の通知を受けた事業者は、補助事業が完了したときは、福島空港貸切バス借上支援事業補助金交付請求書（第5号様式）を速やかに提出しなければならない。

（会計帳簿の整備等）

第10条 補助金の交付を受けた事業者は、補助金の収支の状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月3日から施行し、令和元年度補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月1日から施行する。

附 則（令和8年4月1日改正）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

補助対象事業者	補助対象	補助額
<p>福島空港を利用した国内線による旅行商品を催行する以下のいずれかの事業者。</p> <p>1 一般社団法人日本旅行業協会に加盟している旅行会社</p> <p>2 一般社団法人全国旅行業協会に加盟している旅行会社</p> <p>3 1～2の条件を満たす複数の旅行会社により構成される団体等</p> <p>4 1又は2には該当しないが、旅行業を生業とする法人又は個人事業主</p>	<p>以下に定める条件をいずれも満たす旅行の催行。</p> <p>なお、催行中の旅行において悪天候等による代替着陸（ダイバート）や、悪天候、機材故障、又は福島空港に起因する事由による欠航で、福島空港を利用できなかった場合は、事由発生の都度、福島空港利用促進協議会と協議の上、補助対象の適否を判断するものとする。</p> <p>1 福島空港国内線（国内チャーター便を含む。）を利用した旅行であること。</p> <p>2 1団体10名以上の旅行であること。</p> <p>3 利用する貸切バスは小型以上であること。</p> <p>4 福島県内の旅館・ホテルに1泊以上宿泊すること。</p> <p>5 福島県内の観光地を1箇所以上、コースに組み入れること。</p> <p>6 補助対象事業者に対し、他のバス助成制度を活用した旅行（うち、旅行者個人への助成を除く）、国、地方公共団体又は公的団体（以下「国等」という。）が主催する招請事業のような貸切バス費用の負担がなされている事業及び宗教活動・政治活動を目的とした旅行のいずれにも該当しないこと。</p>	<p>1 次の各号上段の場合において、貸切バス1台あたりの借上げに要する経費と各号下段に掲げる費用とを比較し、低い方の額とする。ただし、借上げに要する経費には、消費税及び地方消費税相当額は含まれないものとする。</p> <p>(1) 往復利用の場合 12万円</p> <p>(2) 片道利用の場合 6万円</p> <p>2 旅行出発日が11月から3月にある場合には、第1項各号下段の金額を次の額に読替えるものとする。</p> <p>(1) 12万円とあるもの 15万円</p> <p>(2) 6万円とあるもの 9万円</p>

	<p>7 第6項に掲げる場合を除く国等が企画又は催行に関する旅行のときは、同一年度内における補助対象事業者への交付は、3回までとする。</p>	
--	---	--